

協会けんぼ

OSAKA

令和8年
3月31日
まで

令和7年度の健診はお済みでしょうか？

協会けんぽでは、**年度内1度に限り健診費用の一部または全額を補助**しています。
病気の早期発見・早期治療のためにも、年に1度は健診で健康状態をチェックしましょう！

令和8年1月～令和8年3月 ご本人向けとご家族向けの集団健診を開催しています

集団健診の
3つのメリット

- ① お近くの会場で受診可能 ② 土日でも受診可能 ③ 豊富な無料・有料オプションあり

健診の種類	ご本人(被保険者)	ご家族(被扶養者)
対象	生活習慣病予防健診 今年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に生活習慣病予防健診をまだ受けられていない 35歳～74歳の方	特定健康診査 今年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に特定健康診査をまだ受けられていない 40歳～74歳の方
自己負担額	最高 5,282円 ※一般健診の場合	自己負担額: 0円 ※大阪府内の集団健診の場合

特定健康診査の受診に必要な受診券は、4月上旬に被保険者ご本人のご自宅に送付しております。令和7年度の健診を受けていない方で、お手元に受診券がない場合は、「特定健康診査受診券(セット券)申請書」を大阪支部へご郵送ください。申請書はホームページよりダウンロードもしくは、お電話にて送付のご依頼を承ります。

詳細な日程・会場等のご案内はホームページにて掲載しております。
ご確認の上、健診機関に直接ご予約ください。

▲生活習慣病
予防健診▲特定健康
診査

令和8年度から被保険者向け健診の補助が拡大します！

1	人間ドック健診の補助が始まります！(対象健診機関のみ) 35歳以上の被保険者の方を対象に、協会けんぽから人間ドックの定額補助(25,000円)を行います。 ※自己負担額は、各健診機関が設定する健診費用総額から25,000円を引いた金額となりますので、健診機関によって異なります。
2	20歳、25歳、30歳の被保険者にも健診の補助が始まります！ 従来の生活習慣病予防健診(胃・大腸がん検診を除いた内容)の補助を、20歳・25歳・30歳の被保険者の方にも拡大します！
3	40歳以上の偶数年齢の女性を対象に、骨粗鬆症検診の補助が始まります！

自己負担額の改定について

人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、生活習慣病予防健診等の内容及び費用について見直しを実施します。
(例) 令和8年度一般健診の自己負担限度額: 最高5,282円→5,500円

詳細は、ホームページや令和8年3月下旬に事業所様へお送りする「生活習慣予防健診等のご案内」にてご確認ください。

令和7年度「被扶養者状況リスト」の最終提出期限は令和8年2月27日(金)です!

協会けんぽでは、保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない方による無資格受診の防止を図ることを目的に、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しています。

今年度の被扶養者状況リストの提出期限は、令和7年12月12日(金)となっておりましたが、未提出の事業所様には、提出をお願いするDM(圧着はがき)を令和8年1月下旬にお送りする予定です。未提出の事業所様におかれましては、最終提出期限までに必ずご提出いただくようお願いいたします。

今年度は対象者がいる事業所様にのみ「被扶養者状況リスト」をお送りしています。

《再確認の対象となる被扶養者》

- | | |
|---|--|
| 1 | 健康保険の資格が重複している可能性が高い方 |
| 2 | 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 |
| 3 | 令和6年中の課税収入額が130万円((※1)60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く) ※1 19歳以上23歳未満(その年の12月31日時点の年齢)の場合は、150万円 |

注意事項

- リスト等は、令和7年11月上旬に事業所様にお送りしています。紛失された場合は、協会けんぽ大阪支部までご連絡ください。
- 削除となる被扶養者がいる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出してください。扶養解除迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動書を協会けんぽへご提出をお願いします。
- 審査が遅れる原因となりますので、再確認業務に関係しない書類は同封しないでください。

上手な医療のかかり方を知ろう



緊急時以外は昼間に受診する

医療機関・薬局を診療時間外に受診すると、通常の診療費用のほかに「時間外加算」の割増料金がかかります。

診療時間外に受診すべきか
悩んだときは 「#7119」 にお電話で
ご相談ください

お子さまの病気で迷ったら、
子ども医療電話相談 「#8000」 をご活用ください

セルフメディケーションを心がける

セルフメディケーションとは、「日ごろから自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てる(WHOの定義)」ことです。セルフメディケーションを行うには、適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠・休息を心がけ、**体調管理(体温・体重・血圧等の測定、健康診断受診等)**を継続するなど、日ごろから健康を意識することが大事です。

メールマガジンの登録はお済みですか?

月に1回
メールマガジンを
無料で配信して
います!

1 健康保険の制度改革や保険料率変更
など、最新情報のお知らせをお届けします

2 健康保険の給付申請についてなど、実務
に役立つ情報をお届けします

3 専門家による健康づくりサポート情報
を提供します

4 大阪支部の地域に密着した運営や協会
けんぽの新たなサービスをお知らせします

事業主様や健康保険事務担当者様はもちろん、**加入者の皆様におすすめ**です。

ご登録は
こちらから

